

令和5年度 宮城教育大学学校推薦型選抜

専攻別課題

問題冊子

令和4年11月26日 午前 9時45分 ~ 11時15分

1. 問題冊子は表紙を含めて3枚、問題は全2問です。試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないでください。
2. 解答用紙は合計2枚です。問題の解答は、解答用紙の所定の欄に、必ず黒鉛筆またはシャープペンシルを用いて記入してください。
3. 問題冊子・解答用紙に印刷不鮮明な箇所があった場合には申し出てください。
4. 解答の下書き用に、白紙の下書き用紙を2枚配布します。適宜活用してください。
下書き用紙は回収しません。

令和5年度 宮城教育大学学校推薦型選抜 専攻別課題（初等教育専攻）

表1と表2は、「2018年OECD国際教員指導環境調査」に基づいた、小学校および中学校の教員の指導実践に関する調査結果です。

問1 表1と表2から、世界の国々の指導実践の傾向と、日本の指導実践の傾向を比較し、日本の特徴を記述しなさい。また、日本の特徴に対するあなたの考えを述べなさい。

問2 あなたが教員となった場合、「明らかな解決法が存在しない課題」を提示する授業について、どのような指導実践を行うか、具体的に述べてください。
ここで「明らかな解決法が存在しない課題」とは、一つの正しい答えがあるのではなく、様々な教科等で学んだ見方・考え方を総合的に活用し、様々な角度から捉え、考えることができる課題を意味します。

表1 小学校教員の指導実践の調査結果

国名	自らの授業において、以下の指導実践を「しばしば」又は「いつも」行っていると回答した教員の割合																			
	前回の授業内容のまとめを示す	授業の始めに目標を設定する	児童に何を学んで欲しいかを説明する	新しい学習内容と過去の学習内容がどのように関連しているか説明する	明らかな解決法が存在しない課題を提示する	批判的に考える必要がある課題を与える	児童を少人数のグループに分け、問題や課題に対する合同の解決法を出させる	複雑な課題を解く際に、その手順を各自で選択するよう児童に指示する	%	S.E.										
フランドル(ベルギー)	70.6 (1.2)	59.0 (1.2)	89.1 (0.7)	78.2 (1.0)	25.0 (1.0)	42.5 (1.3)	65.4 (1.2)	47.5 (1.3)												
エヌアイレス(アルゼンチン)	63.2 (1.2)	80.6 (1.1)	80.3 (1.1)	88.2 (0.9)	60.4 (1.3)	83.3 (0.8)	73.1 (1.3)	73.9 (1.3)												
デンマーク	74.1 (0.9)	61.1 (1.0)	83.4 (0.7)	70.2 (1.0)	38.7 (1.1)	37.3 (1.3)	57.5 (1.1)	35.5 (1.2)												
イングランド(イギリス)	76.2 (1.2)	92.4 (0.8)	97.9 (0.4)	86.3 (1.0)	42.5 (1.4)	68.0 (1.3)	67.9 (1.2)	57.9 (1.1)												
フランス	82.8 (1.2)	72.8 (1.8)	84.4 (1.3)	64.9 (1.7)	19.6 (1.9)	28.6 (1.8)	50.1 (1.8)	43.7 (2.3)												
日本	60.8 (1.1)	93.4 (0.5)	88.1 (0.7)	68.6 (1.0)	15.2 (0.8)	11.6 (0.7)	56.1 (1.0)	38.9 (1.0)												
韓国	82.4 (0.7)	92.0 (0.7)	96.6 (0.4)	90.3 (0.7)	38.1 (1.1)	47.1 (1.2)	74.0 (1.0)	52.3 (1.2)												
スペイン	73.4 (1.1)	78.3 (0.8)	89.8 (0.6)	87.3 (0.6)	45.4 (1.0)	65.1 (1.1)	62.8 (1.5)	54.9 (1.2)												
スウェーデン	78.1 (1.3)	73.2 (1.4)	86.3 (1.0)	65.3 (1.6)	20.9 (1.0)	36.3 (1.3)	51.2 (1.3)	41.1 (1.4)												
台湾	80.2 (0.8)	91.2 (0.5)	88.0 (0.6)	89.6 (0.5)	40.6 (0.8)	53.0 (0.9)	54.8 (1.0)	45.2 (1.0)												
トルコ	87.2 (1.0)	94.3 (0.7)	90.1 (0.8)	94.2 (0.7)	20.7 (1.3)	60.2 (1.8)	49.0 (1.4)	59.4 (1.5)												
アラブ首長国連邦	85.9 (0.5)	96.0 (0.2)	97.0 (0.2)	92.9 (0.4)	48.0 (0.7)	81.1 (0.5)	86.5 (0.5)	70.7 (0.5)												
ベトナム	87.7 (0.9)	96.4 (0.5)	89.8 (0.8)	95.0 (0.6)	66.9 (1.2)	40.9 (1.1)	86.9 (0.9)	68.2 (1.2)												
オーストラリア	75.8 (1.0)	87.3 (0.8)	96.1 (0.5)	85.4 (0.9)	32.9 (1.1)	63.9 (1.2)	63.5 (1.1)	52.2 (1.1)												
オランダ	82.7 (1.1)	94.8 (0.9)	96.3 (0.7)	87.7 (1.2)	34.1 (1.6)	58.3 (1.7)	71.1 (1.3)	58.1 (1.7)												

S.E. (標準誤差)

表2 中学校教員の指導実践の調査結果

国名	自らの授業において、以下の指導実践を「しばしば」又は「いつも」行っていると回答した教員の割合															
	前回の授業内容のまとめを示す		授業の始めに目標を設定する		生徒に何を学んで欲しいかを説明する		新しい学習内容と過去の学習内容がどのように関連しているかを説明する		明らかな解決法が存在しない問題を提示する		批判的に考える必要がある課題を与える		生徒を少人数のグループに分け、問題や課題に対する共同の解決法を出させる		複数な課題を展開し、その手順を各自で選択するよう生徒に指示する	
	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.	%	S.E.
アルバータ(カナダ)	81.6 (2.2)		79.8 (2.0)		91.9 (1.7)		86.5 (3.1)		31.8 (2.3)		76.0 (2.2)		56.7 (2.5)		54.9 (2.2)	
オーストラリア	74.2 (0.9)		82.1 (0.9)		93.4 (0.7)		82.8 (0.9)		29.2 (1.0)		69.5 (1.3)		51.3 (1.0)		44.1 (1.5)	
オーストリア	67.2 (0.9)		60.2 (1.0)		82.9 (0.7)		77.5 (0.7)		12.4 (0.6)		47.2 (0.9)		42.5 (1.1)		35.5 (1.0)	
ベルギー	70.6 (0.8)		60.6 (0.8)		91.9 (0.5)		83.0 (0.7)		30.9 (0.8)		43.7 (0.8)		34.1 (0.9)		25.0 (0.8)	
フランドル(ベルギー)	62.2 (1.2)		52.7 (1.2)		95.7 (0.5)		86.4 (0.8)		25.3 (1.0)		39.9 (1.1)		41.6 (1.1)		27.2 (1.2)	
ブラジル	81.6 (1.0)		85.5 (1.1)		93.7 (0.6)		89.1 (0.8)		48.9 (1.5)		84.2 (1.2)		55.6 (1.6)		39.5 (1.5)	
ブルガリア	88.3 (0.7)		92.6 (0.6)		96.1 (0.4)		92.6 (0.5)		19.7 (0.9)		60.6 (1.4)		48.6 (1.1)		52.5 (1.0)	
エヌスアイレス(アルゼンチン)	65.1 (1.5)		79.9 (1.2)		84.6 (1.6)		92.6 (0.7)		60.3 (1.8)		81.3 (1.3)		70.7 (1.6)		57.7 (1.3)	
チリ	77.1 (1.2)		94.6 (0.7)		96.0 (0.5)		92.2 (0.8)		57.7 (1.5)		70.0 (1.4)		71.0 (1.5)		67.1 (1.6)	
コロンビア	77.8 (1.3)		90.6 (1.0)		94.8 (0.7)		92.9 (0.9)		61.9 (1.9)		87.5 (1.2)		85.0 (1.6)		65.3 (1.6)	
クロアチア	59.8 (0.8)		77.7 (1.0)		95.3 (0.4)		92.8 (0.7)		34.2 (0.8)		60.4 (1.1)		30.7 (1.3)		22.3 (0.9)	
キプロス	90.3 (1.1)		92.4 (0.7)		93.6 (0.7)		94.3 (0.7)		32.2 (1.8)		75.0 (1.5)		52.1 (1.8)		46.5 (1.4)	
チェコ	83.5 (0.8)		88.8 (0.7)		83.2 (0.7)		82.6 (0.7)		10.6 (0.6)		39.8 (0.8)		27.3 (1.0)		32.7 (1.0)	
デンマーク	71.1 (1.3)		58.7 (1.3)		81.0 (1.4)		71.8 (1.2)		50.8 (1.3)		61.1 (1.3)		80.3 (1.1)		51.8 (1.3)	
イングランド(イギリス)	73.4 (1.1)		89.0 (0.8)		95.4 (0.6)		85.1 (0.9)		33.6 (1.4)		67.5 (1.4)		50.9 (1.5)		43.4 (1.6)	
エストニア	78.1 (1.0)		84.7 (0.9)		92.1 (0.6)		84.5 (0.9)		16.4 (1.1)		46.2 (1.2)		39.5 (1.3)		29.0 (1.1)	
フィンランド	59.7 (1.2)		64.2 (1.0)		73.0 (1.0)		72.9 (1.1)		34.5 (1.1)		37.2 (1.2)		42.3 (1.1)		26.3 (1.1)	
フランス	78.2 (0.9)		78.8 (0.8)		89.8 (0.6)		71.5 (1.0)		25.9 (0.9)		50.3 (1.1)		49.2 (1.2)		26.3 (0.8)	
ジョージア	92.1 (0.7)		94.4 (0.6)		92.7 (0.7)		94.1 (0.7)		48.1 (1.7)		76.8 (1.2)		62.4 (1.5)		67.9 (1.3)	
ハンガリー	79.9 (0.9)		86.1 (0.7)		94.9 (0.6)		87.2 (0.6)		28.3 (0.9)		55.9 (1.2)		35.5 (1.0)		36.3 (1.0)	
アイスランド	38.2 (1.7)		69.7 (1.6)		83.4 (1.3)		74.8 (1.6)		19.4 (1.4)		50.1 (1.7)		44.5 (1.6)		52.6 (1.6)	
イスラエル	71.9 (1.0)		79.1 (1.4)		85.5 (1.2)		89.1 (0.9)		34.2 (1.3)		48.6 (1.5)		35.0 (1.3)		35.4 (1.5)	
イタリア	81.3 (0.9)		82.8 (0.8)		85.4 (0.9)		93.4 (0.5)		44.2 (1.2)		67.7 (1.0)		45.7 (1.1)		43.3 (1.2)	
日本	58.6 (1.0)		84.3 (1.0)		84.9 (0.8)		63.1 (1.0)		16.1 (0.8)		12.6 (0.7)		44.4 (1.5)		24.9 (1.0)	
カザフスタン	75.1 (0.9)		91.3 (0.5)		92.3 (0.5)		91.9 (0.5)		61.4 (1.1)		78.6 (0.9)		79.3 (0.9)		75.4 (0.9)	
韓国	80.5 (0.8)		81.5 (0.8)		94.2 (0.5)		86.3 (0.8)		38.1 (1.0)		44.8 (1.1)		59.2 (1.3)		50.8 (1.1)	
ラトビア	84.8 (1.2)		93.3 (0.7)		94.9 (0.6)		91.5 (0.9)		57.4 (1.5)		73.4 (1.1)		46.7 (1.8)		45.5 (2.1)	
リトアニア	65.0 (0.9)		97.6 (0.3)		98.7 (0.2)		90.6 (0.5)		13.4 (0.7)		76.6 (0.9)		52.2 (1.1)		69.1 (0.8)	
マルタ	75.2 (1.5)		84.7 (1.4)		87.7 (1.1)		81.3 (1.4)		30.9 (1.2)		59.6 (1.8)		42.7 (1.5)		40.6 (1.3)	
メキシコ	65.6 (1.2)		91.1 (0.7)		94.8 (0.5)		91.5 (0.6)		38.4 (1.3)		67.4 (1.0)		70.9 (1.1)		67.6 (1.0)	
オランダ	65.0 (1.8)		77.1 (1.9)		91.7 (1.1)		86.7 (1.3)		39.4 (2.1)		54.3 (1.7)		47.7 (2.2)		39.9 (2.0)	
ニュージーランド	63.4 (1.5)		78.8 (1.3)		93.9 (0.6)		77.5 (1.2)		28.7 (1.4)		69.4 (1.3)		59.5 (1.8)		50.9 (1.8)	
ノルウェー	77.2 (0.8)		75.4 (0.9)		85.7 (0.7)		79.9 (0.8)		53.1 (1.2)		51.1 (1.0)		63.0 (1.3)		52.5 (1.0)	
ポルトガル	84.4 (0.7)		64.6 (1.0)		83.8 (0.8)		92.5 (0.5)		67.3 (0.8)		68.4 (0.8)		49.9 (1.0)		44.5 (1.0)	
ルーマニア	78.2 (0.9)		97.0 (0.4)		97.8 (0.3)		96.7 (0.4)		22.3 (0.9)		67.9 (1.2)		52.8 (1.0)		43.7 (1.4)	
ロシア	66.4 (1.3)		84.8 (1.0)		79.5 (1.2)		82.0 (1.1)		58.1 (1.3)		59.7 (1.4)		42.5 (1.4)		44.9 (1.5)	
サウジアラビア	83.3 (0.9)		88.7 (0.8)		89.5 (0.7)		89.7 (0.7)		43.9 (1.5)		62.2 (1.6)		72.4 (1.5)		55.8 (1.5)	
上海(中国)	92.9 (0.5)		97.7 (0.3)		97.0 (0.4)		93.4 (0.5)		43.7 (0.9)		53.3 (1.3)		70.0 (1.0)		67.4 (1.0)	
シンガポール	73.9 (0.8)															

令和5年度 宮城教育大学学校推薦型選抜

集団面接課題

【初等教育専攻】

問題冊子

令和4年11月26日 13:00～16:00

注意事項

1. 問題冊子は表紙を含めて3枚、問題は全1問です。試験開始の合図があるまで問題冊子を開かないでください。
2. 問題冊子に印刷不鮮明な箇所がありましたら申し出てください。
3. 個人発表用の画用紙が2枚あるか確認してください。（1枚は予備として利用してください。）
4. マジック1式があるか確認してください。
5. 個人発表の集団討論のメモ用に、白紙のメモ用紙を3枚配布します。適宜活用してください。問題冊子とメモ用紙は回収しません。

令和5年度 宮城教育大学学校推薦型選抜

集団面接課題（初等教育専攻）

問

資料は小学校の子どもたちに必要とされる情報活用能力をステップごとにまとめたものです。教育現場では、小学校の低学年、中学年、高学年の各発達段階で情報活用能力のなかの思考力・判断力・表現力等を育成することが求められています。この資料を参考に、小学校の高学年の総合的な学習の時間を中心に情報活用能力を育成する方法を考えてください。それを画用紙1枚にまとめ、3分間で発表してもらいます。それをもとに、情報活用能力を育成するために有効な方法を全員で討論します。

文部科学省「教育の情報化の手引・追補版」によれば、「情報活用能力」は、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力と定義されています。

文部科学省「教育の情報化に関する手引（追補版）」

https://www.mext.go.jp/content/20200608-mxt_jogai01-000003284_003.pdf

資料

【情報活用能力の体系表例(IE-Schoolにおける指導計画を基にステップ別に整理したもの)】(平成30年度版)

分類	ステップ1	ステップ2	ステップ3
1 問題解決・探究における情報活用する力(アローグミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む)	事象を情報どその結び付 きの視点から捉え、情報及 び情報技術を適切かつ効 果的に活用し、問題を発 見・解決し、自分の考えを形 成していく力	体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり分解して、どの 身近なところから課題に関する様々な情報を収集し、簡単な絵や 図、表やグラフなどを用いて、情報を整理する	問題を焦点化し、ゴールを明確にし、シミュレーションや試作等 で問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行する

思考力、判断力、表現力

B

「情報活用能力の体系表例(IE-Schoolにおける指導計画を基にステップ別に整理したもの)」から一部抜粋し掲載した。
https://www.mext.go.jp/content/20201014-mxt_jogai01-100003163_005.pdf

※ステップ1が小学校低学年の段階をイメージし、ステップ2は小学校中学年、ステップ3が小学校高学年となっている。また、この体系表はあくまでもひな形として公開されているものなので、各学校の実態に合わせて情報機器の導入方法や達成目標などを設定することになっている。

令和 5 年度 宮城教育大学学校推薦型選抜

専攻別課題 【特別支援教育専攻】 問題冊子

令和 4 年 11 月 26 日午前 9 時 45 分～11 時 15 分

<注意事項>

1. 問題冊子は表紙も含めて6枚、別紙資料は表紙を含めて8枚です。試験開始の合図があるまで問題冊子、資料を開いてはいけません。
2. 解答は、問題用紙とは別の解答用紙に記入してください。
3. 解答用紙は4枚です。問題の解答は、解答用紙の所定の欄に、必ず黒鉛筆またはシャープペンシルを用いて記入してください。また、字下げや改行をせずに記入してください。
4. 問題冊子・解答用紙に印刷不鮮明な箇所があった場合には申し出てください。
5. 解答の下書き用に白紙の下書き用紙を2枚配布します。適宜活用してください。下書き用紙は回収しません。
6. 問題文中に「〇字以内」の字数提示がある場合、字数には句読点も含まれます。

次の文章は、内閣府の障がい者制度改革推進会議が平成22年6月7日に、障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）について報告した資料の一部を抜粋したものである。文章を読み、以下の設問に答えなさい。

2. 基礎的な課題における改革の方向性

1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築

国際障害者年以降、ノーマライゼーションの理念が日本にも紹介され、地域福祉が進んできたことは事実であるが、社会一般とは異なる生活をしている障害者が依然として多く存在している。

障害に応じたきめ細やかな支援が必要であることはもちろんあるが、それは、限りなく一般社会生活に近い形で提供されなければならず、一般の社会生活とは異なる生活形態を強いられ、社会から分離・排除されてはならない。

こうした観点から、教育、福祉、医療等における制度設計に当たっては、分離又は排除の傾向や地域間格差を限りなく取り除き、誰もが有する地域で暮らす権利を実現するため、地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策を展開していくことが求められる。また、そのために必要な財源を確保し、財政上の措置を講ずるべきである。

2) 障害のとらえ方

障害のとらえ方について世界保健機関（WHO）が提唱した国際障害分類（ICIDH）が、環境との相互作用によるものとする国際生活機能分類（ICF）に改められ、また、障害者権利条約では、社会モデルを踏まえたとらえ方が示されている。

社会モデルは、障害という属性を有する人をありのままで受け入れようとしない社会の有り様そのものを問うものである。

こうした障害のとらえ方は、障害者施策全般に及ばなければならず、より根本的には国民全体の意識変革に結びつかなければ、真の共生社会の実現には至らない。

3) 障害の定義

障害のとらえ方は障害の定義に影響を及ぼし、障害の定義は障害の種類、範囲、障害者の総数、障害者施策の内容や対象を画するものとなる。

医学モデルによると障害の原因となる疾患や症状とその程度によって障害が規定され、それをもとに障害者施策の内容や対象範囲が限定されることになるが、社会モデルによると疾患や症状を有する、あるいは有するものとみなされる人々が負うところの社会的不利の種類やその程度に応じて障害が規定されることになる。

また、障害の定義は障害者施策の入り口を画する機能を有する疾患や症状の違いにかかわ

らずサービスを必要としている障害者をあまねく含めることが重要である。

こうした観点から、国際的水準も踏まえ、障害者基本法やその他の法制における諸定義は見直すことが求められる。

4) 差別の定義

これまでの社会は、障害者に対する社会の異なる取扱は、個人の障害に起因するものとして、平等な社会参加を困難にするものであっても、これを差別であるとは認識してこなかった。しかし、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」制定に向けて行われた千葉県の差別事例の募集や内閣府の調査によっても、きわめて多くの差別事象が存在し、救済されることなく放置されている実態が明らかとなった。

こうした実態からすると、障害を理由とする差別の定義（合理的配慮を提供しないことを含む。）を明らかにし、新たに策定される障害者差別禁止法制に取り込むだけでなく、既存の法律に散在する差別禁止条項にも障害に基づく差別禁止を盛り込むことが求められる。

5) 言語・コミュニケーションの保障

これまで、手話、点字、要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかったため、それらの明確な定義を伴う法制度が求められる。

6) 虐待のない社会づくり

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を著しく侵し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えるものである。障害者的人権擁護の観点から、障害者に対する虐待の防止、虐待を受けた障害者に対する救済等を目的とする法制度の構築が求められる。

7) 障害の表記

「障害」の表記については、「障害」のほか、「障がい」「障碍」「しょうがい」等の様々な見解があることを踏まえ、障害者の「者」にあたる部分の表記の在り方も含め、推進会議としては、今後とも、学識経験者等の意見を聴取するとともに、国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行う。

8) 実態調査

障害者にかかる制度設計は、障害者及びその家族の実態に基づいて行うことが求められる。

出典：障がい者制度改革推進会議（2010）障害者制度改革の推進のための基本的な方向
(第一次意見) 平成22年6月7日発表

問1

文内の「7) 障害の表記」では、障害の表記について項目化されて示されたなかに「国民各層における議論の動向を見守りつつ、それぞれの考え方を整理するなど、引き続き審議を行う。」と記されている。別紙資料には、「障害」、「障碍」、「障がい」及び「しょうがい」など読み方は同じであっても、様々な字が用いられて示されていることに関連した内容が書かれている。その文章を読み、現時点でのあなたの考えを300字以内で述べなさい。

問2

障害を機能的制約として捉える障害観は「医学モデル」と呼ばれる。一方で、障害を個々人の特性ではなく、それによって受ける不利益のこととして捉えようとする考え方があり、障害の社会モデルと呼ばれる。このような歴史的な変遷について別紙資料を読み、下に示す語群から一つあるいは複数を用いて、共生社会の構築を目指すために必要なことを具体的に350字以内で述べなさい。

語群

ダイバーシティ、SDGs、貧困、教育格差、ジェンダー

問題2 次の新聞記事を読んで、以下の設問に答えなさい。

京都新聞(2022年9月29日)

児童「いじめ」の教諭「気持ちのゆとり失った」
滋賀・野洲市教育長謝罪「子守るべき担任、申し訳ない」

滋賀県野洲市の市立小学校の50代の男性教諭が担任を受け持つ2年のクラスの男子児童1人に対し「言うことをスルー(無視)しよう」と不適切な発言を繰り返し、「いじめ」と認定した問題を受け、市教育委員会は29日、野洲市役所で記者会見を開いた。西村健教育長は冒頭、「子どもを守るべき担任教諭がいじめ事案を起こしてしまった。大変申し訳ありません」と陳謝した。

野洲市教委によると、男性教諭は行為に対し「自分の発言がいじめにつながってしまった。心身共に疲労し、気持ちのゆとりを失ってしまった」などと説明しているという。教諭は2年生を統括する「学年主任」の立場だった。

西村教育長は「根本的には子どもへのハート。子どもへの思いを寄せて学級経営や集団形成ができなかったことが問題だと思っている」と述べた。市教委は今回の問題を受け、担任以外に複数の教員の目をクラスに入れたり、人権研修の強化といった再発防止策を徹底すると説明した。

市教委によると、①教諭は7月以降、授業中に言葉の意味を尋ねる児童に対し、「うるさいな」「〇〇君の言うことはスルーしよう」と発言した。担任の言葉に影響を受けた周囲の児童らも同調するようになったという。また、②保護者面談で母親に「お子さんは注意欠陥多動性障害(ADHD)なので検査を受けるべき」と伝えたという。

同月下旬に校長や担任が母親と面談して謝罪した。学校はクラスの担任を2学期から別の教諭に交代した。

野洲市の市立小では、③落ち着きのない児童などに対し、担任以外の複数の教員が授業中の様子を観察して協議し、保護者に発達検査を勧めているという。だが男性教諭はルールに沿わず、1人で判断していた。

出典:京都新聞(2022年9月29日)

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/889290>(最終閲覧日:2022.10.4)

問1

下線部②③に関して、教員の立場で医療機関の受診や発達検査を受けるように勧めることの問題点について、300字以内で説明しなさい。

問2

下線部①に関して、自分が教員の立場であれば、この児童やその周囲の児童に対して、どのように関わろうと考えるのか、教員の児童への影響力も考慮しながら 350字以内で説明しなさい。

資料

出典:UNESCO (2005) Guidelines for Inclusion: Ensuring Access to
Education for ALL

http://www.ibe.unesco.org/sites/default/files/Guidelines_for_Inclusion_UNESCO_2006.pdf (最終閲覧日:2021年10月12日)

※以下、上記出典の 1-2 How is inclusion defined? (pp.13,15-16)及び 1-3 Inclusion – how does it relate to quality?(pp.16-17)について、作間に当たって作題者が翻訳したものです。作問の都合上、一部改変した部分がありますが、その詳細は注釈において説明します。また、太字、及び斜字部分は出典の通りです。

インクルージョンを概念化するにあたっては、とりわけ、以下の 4 つの重要な要素が大きく取り上げられる傾向がある。

- インクルージョンはプロセスである：つまり、インクルージョンとは多様性に対応するためのより良い方法を見出だすための終わりのない探究であると捉えるべきである。それはどうやって“違う”と共に生きるかを学ぶことであり、“差異”から学ぶことである。このようにして、子どもも大人も、学びを促進させるための刺激としてより積極的に“差異”を捉えられるようになる。
- インクルージョンは障壁の特定及び除去に関わるものである：結果として、方針及び実践の改善に向けた計画を立てるために多様な情報源から情報を収集し、それらを照合し、評価することになる。創造性や問題解決能力を刺激するために多様なエビデンスを使用することになる。
- インクルージョンは、全ての児童生徒の存在や参加、達成に関わるものである：ここで言う「存在」とは、子どもたちがどこで教育を受けるか、どのくらい確実に、きちんと出席しているのかということに関わるものである。「参加」とは、そこにいる間の経験の質に関わるものであり、したがって、児童生徒自身の考えを取り入れなければならない。「達成」とは、単なるテストや試験の結果ではなく、カリキュラム全体を通しての学習成果に関わるものである。
- インクルージョンは、疎外されたり、排除されたり、成績不振に陥ったりするリスクを抱える特定の児童生徒に対して特に重点を置くものである：これは、統計的に最も「リスクを抱える」とされるそれらの子どもたちを注意深く観察することや、必要に応じて、その教育制度内での彼らの存在や参加、達成を保障するための措置を講じることに対する道義的責任を示している。

中略

*¹ある分野の中で主流(多数派)となる一群を指す。ここでは、いわゆる通常の教育や通常の学校を指すと捉えられる。

*²出典では *special education* と表記されている。ここでは、日本における「特別支援教育」と区別するために「特殊教育」としている。

*³出典では表中に()内の文章のみ記載されているが、日本語での表記では表の1行目の内容と齟齬が生じるため、表の1行目の「～」に当たる部分のみ抜き出して記載し、その後に出典と同じ内容を()内に記載している。

*⁴グローバルモニタリングレポート:「万人のための教育」(*Education for All: EFA*)を遂行するため毎年 UNESCO が発行している、各国の関連目標の達成に向けた進捗状況に関する報告書。

令和5年度宮城教育大学学校推薦型選抜

**特別支援教育専攻
集団面接課題**

はじめに、インクルーシブ教育に関する以下の新聞記事を読んでください。

神戸新聞 NEXT (2022年9月9日)

国連、障害児の分離教育中止要請 精神科強制入院、廃止も

国連の障害者権利委員会は9日、8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、政策の改善点について勧告を発表した。障害児を分離した特別支援教育の中止を要請したほか、精神科の強制入院を可能にしている法律の廃止を求めた。勧告に拘束力はないが、尊重することが求められる。

勧告は障害者権利条約に基づいており、日本への勧告は2014年の条約締結後、初めて。

特別支援教育を巡っては、通常教育に加われない障害児があり、分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明。分離教育の中止に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作るよう求めた。

神戸新聞NEXT「国連、障害児の分離教育中止要請 精神科強制入院、廃止も」から引用

<https://www.kobe-np.co.jp/news/zenkoku/compact/202209/0015626983.shtml>

(2022年10月11日閲覧)

このような国連の障害者権利委員会からの勧告について、2022年9月13日に行われた、永岡桂子文部科学大臣の記者会見では次のようなやりとりがありました。

記者)

先週、国連の障害者権利委員会が日本に関する報告書を発表しまして、日本の特別支援教育が障害児を分ける分離教育だというふうに捉えた上で、この教育体制を見直すように強く要請をしました。十分な予算の確保も含めてインクルーシブ教育について捉えなおしていくようにということが盛り込まれていましたが、この報告書を受けて、永岡大臣の受け止めや今後の文科省としての対応を教えてください。(以下、省略)

大臣)

8月22日から23日に、スイスのジュネーブにおきまして、障害者権利条約の対日審査が行われました。文部科学省も、政府代表団の一員として審査に対応をいたしました。この審査を受けまして、9月9になります、障害者権利委員会の総括所見が公表されまして、障害のある子供の教育につきましては、個々の教育上の要請を充たす合理的配慮の保障、そしてもう一つ、インクルーシブ教育に関する研修の確実な実施などが勧告されました。文部科学省では、これまででも

すね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援学級への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えておりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通しまして、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。(以下、省略)

文部科学省「永岡桂子文部科学大臣記者会見録（令和4年9月13日）」から一部抜粋

https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00300.html

(2022年10月5日閲覧)

以上の通り、わが国のインクルーシブ教育を推進するためには特別支援教育を中止すべきであるという考え方と、特別支援教育がわが国のインクルーシブ教育を推進させるという考え方があります。ここでは、便宜上、前者を「特別支援教育中止派」(以下、「中止派」)、後者を「特別支援教育存続派」(以下、「存続派」)とします。

集団面接では、1つの班内で中止派と存続派の2グループに分かれて、わが国のインクルーシブ教育の在り方について討論します。どちらの立場で討論に参加してもらうかは試験監督者のほうで指定します。班内の中止派と存続派の人数が均等になるよう調整します。

討論では、①特別支援教育の中止または存続が必要である理由、②特別支援教育を中止または存続させた場合、インクルーシブ教育の推進を図る上で直面する課題とその改善・解決策、の2点を中心にそれぞれの立場から意見を出してもらいます。そして最後に、③中止派と存続派とに分かれての討論を通して得られた自身の気づきや学びについて述べてもらいます。